

~~~~~  
論 説  
~~~~~

## 下院決議案 H.Res.121 はなぜ通ったか ——立法過程からの考察<sup>1)</sup>

武 田 興 欣\*

### 目次

#### はじめに

1. 連邦議会法案追跡サイト <www.congress.gov> の使い方
2. 決議案はなぜ通ったか——立法過程からの試論
  - (1) 第 110 議会以前
  - (2) 第 110 議会の動き——小委員会での公聴会
  - (3) 第 110 議会の動き——小委員会の公聴会に駐米大使が提出した資料
  - (4) 第 110 議会の動き——外交委員会での審議（修正会議）
  - (5) 第 110 議会の動き——下院本会議での審議
3. 「決議」の性格
4. 結論

#### はじめに

2007 年 7 月 30 日, アメリカ合衆国 (以下「アメリカ」と略す) 連邦議会下院が, マイク・ホンダ (Mike Honda, カリフォルニア州, 民主党) 議員が提案者

---

\* 青山学院大学国際政治経済学部教授

1) 本稿は, お茶の水女子大学ジェンダー研究所主催 第 2 回「冷戦とジェンダー」研究会「『慰安婦』問題を巡るグローバル・ジャスティス——アメリカ合衆国の動向に注目して」(2017 年 1 月 30 日開催)で発表した内容を大幅に加筆修正したものである。発表の機会を与えて下さった臺丸谷美幸氏, コメントを下された研究会の参加者の各氏に感謝したい。なお言うまでもなく, 本稿の文責は全て武田にある。

となった「従軍慰安婦」<sup>2)</sup>に関して日本に「公式に認め、謝罪し、歴史的責任を受け入れる (formally acknowledge, apologize, and accept historical responsibility)」ことを求める決議案 (H.Res.121) を可決させたことは、日本の人々を驚かせた。なぜ韓国政府でなく、アメリカ連邦議会がそのような決議を通したのだろうか。日系アメリカ人のホンダ議員がなぜ日本を非難する決議を出したのだろうか。様々な疑問や意見が日本のいろいろな媒体に掲載された。

「従軍慰安婦」問題は、ともすれば感情的な議論になりがちな問題である。日本政府の直接的な関与はあったのか、旧「慰安婦」たちの数はどれくらいだったのか、旧「慰安婦」たちにどれほどの自由や裁量は与えられていたのか、戦後日本は十分「謝罪」したのか、「謝罪」が足りないとするれば何をすべきなのか、などの諸問題については、ここで引用できないほどの多くの文献が刊行されている<sup>3)</sup>。

本稿の目的は、これらの議論に立ち入って価値表明をすることではない。本稿を書くきっかけとなったのは、「慰安婦」問題について旧「慰安婦」の側に立って日本政府を非難している人々の中にも、逆にそれらの人々を「自虐史観」だと批判している人々の中にも、意外に決議 H.Res.121 の原文の全文を英語で読んだことがないという人が見受けられるように感じるからである<sup>4)</sup>。そこで、

2) 欧米では、「従軍慰安婦 (comfort women)」という言葉は、「性的奴隷 (sexual slavery)」状態に置かれた女性たちの実情を覆い隠すための比喩的表現で、かっこ付けで使うべきだという意見が広く行き渡っている。下院委員会記録でも「比喩的に (euphemistically) 従軍慰安婦として知られることになった」という表現を使った議員も多い。本稿は、この問題に立ち入ることはしないが、論文の対象がアメリカなので、かっこ付けで使うことにする。但し、議会記録などの原文が“ ” (quotation marks) に入っていない場合には、原文通りかっこなしで用いる。

3) アメリカで「慰安婦」をめぐる現状や言説について、対極的な立場にあるものとして、古森義久『中・韓「反日ロビー」の実像——いまアメリカで何が起きているのか』PHP 研究所、2013年；山口智美・能川元一・テッサ・モーリス・スズキ・小山エミ『海を渡る「慰安婦」問題——右派の「歴史観」を問う』岩波書店、2016年。

4) 例えば、『帝国の慰安婦』を書いた朴裕河も、「アメリカ下院決議」の文面については、「wam アクティブ・ミュージアム女たちの戦争と平和資料館」ホームページから引用したことを認めている。朴、『帝国の慰安婦——植民地支配と記憶の闘い』朝日新聞出版、2014年、204頁。朴が巻末に挙げている決議文の言語は日本語訳である。朴、参考文献リスト、p. 10。朴の参照先は <<http://wam-peace.org/ianfu-mondai/intl/resol/us20070730/>> (2018年7月5日アクセス) で、和文訳である。

本稿の第一の目的は、どうすれば決議案 H.Res.121 の全文をアメリカ連邦議会の法案追跡ウェブサイト <www.congress.gov> から探せるかを紹介することである。これは、この決議文に関わらず、アメリカ連邦議会の（1973 年以降の）全ての法案・決議案にも応用できる手法なので、本紀要を読んで下さる学生・院生への教育的効果、あるいは日頃お世話になっている研究者の先生方・仲間へのお礼の意味も込めている。

本稿の第二の目的は、アメリカ連邦議会の法案追跡サイト及び付託委員会の公聴会、修正会議、本会議の内容から、決議案 H.Res.121 の立法過程を追うことである。言い換えれば、この決議案が「どう通ったか」を検証することである。この記述では、若干各委員・議員の発言内容をそのまま紹介するに留まる面もあるが、しかし審議の過程でなされた発言には意外なものも多く、必ずしも韓国・中国政府寄りの「反日」一色だったわけではない。従って、審議の過程で各委員・議員が何を発言したのかを追うことは決して意味がないわけではないと思われる。

そして本稿の第三の目的は、H.Res.121 が「なぜ下院を通過したのか」について立法過程の政治学的分析を行うことである。この決議案の通過理由としては、右派からは、中国系・韓国系ロビーによる影響力が指摘されている<sup>5)</sup>。また、大八木は、1999 年に同様の決議案がカリフォルニア州議会で成立した時、当時カリフォルニア州議会議員だったホンダ氏を助けた中国系団体の活動を、団体側の視点から追跡している<sup>6)</sup>。ケント・カルダーは、韓国系の働きかけが「普遍的な言葉（人権、女性の権利、平和）で表現されたこと、日本が通常採用するような政府間の要請ではなく米国市民（韓国系米国人）からの要請だったこと、そして超党派だったこと」という「三つの要素が決定的だった」と分析してい

---

5) 古森『中・韓「反日ロビー」の実情』。

6) 大八木豪「アジア系アメリカ人の対日戦争謝罪・補償要求運動の形成過程——アイデンティティの変容とアクティヴィズムの系譜」『アメリカ研究』50号、2016年、107-27頁。

る<sup>7)</sup>。さらに、リムは、資源動員論 (Resource Mobilization Theory) を使い、「慰安婦」決議は突発的・感情的な運動ではなく、組織立って計画された運動だったことを示し、日系アメリカ人の強制収用補償運動との比較を試みている<sup>8)</sup>。

しかしながら、筆者の知る限り、決議案 H.Res.121 に関する小委員会・委員会・本会議の記録の発言内容が、ほぼ全て文章に起こした公開資料として存在するのに、決議案通過の理由を政治学的な連邦議会研究の立場から行ったものはほとんどないようである<sup>9)</sup>。そこで、そのような分析を行うことが本稿の第三の目的である。その上で、決議案 H.Res.121 の持つ法的性格について考えてみたいと思う。

## 1. 連邦議会法案追跡サイト <[www.congress.gov](http://www.congress.gov)> の使い方

それでは、まず決議文 H.Res.121 をどう探せばいいかの解説から始めよう。アメリカ連邦議会には、<[www.congress.gov](http://www.congress.gov)> という公式の法案追跡サイトがある (旧名称 <[thomas.loc.gov](http://thomas.loc.gov)>)。

---

7) Kent E. Calder, *Asia in Washington: Exploring the Penumbra of Transnational Power* (Washington, D.C.: Brookings Institution Press, 2014), p. 198. ケント・E・カルダー (ライシャワー東アジア研究センター監修・翻訳) 『ワシントンの中のアジア——グローバル政治都市での攻防』中央公論新社, 2014年, 204頁。以下の書物には、「慰安婦決議が採択された大きな理由は、提唱者がこの問題を、人権や女性の権利、平和などアメリカ社会で支持されている普遍的な言葉を用いて表現したことに求められる……また、この決議案が、アメリカ市民からの超党派的要請として出されたことも、同様に重要な意味を持っていた」という、カルダーの邦訳とよく似た表現が見られる。西山隆行『移民大国アメリカ』ちくま新書, 2016年, 144頁。

8) Eun Jung Lim, “Who is the Strongest in Washington, D.C.?: A Comparative Study on the Korean-American [sic] Comfort Women Movement and the Japanese-American [sic] Redress Movement” *Asian International Studies Review* (Korean International Studies Association) 12 (2): 87–107. なお、これらの他にも社会運動論から決議案採択を説明した文献は多数あろうが、本稿は政治学的な立法過程の分析に限る。

9) 中村理香は、ホンダ議員の「決議案の文面や、米下院外交委員会での演説」を参照したとするが、実際に参照された演説は、ホンダ議員のホームページに転載されたものであり、また決議案提出の背景については、インタビュー記事を参照したことに留まっているようである。中村理香『アジア系アメリカと戦争記憶——原爆・「慰安婦」・強制収容』青弓社, 2017年, 111, 127頁。

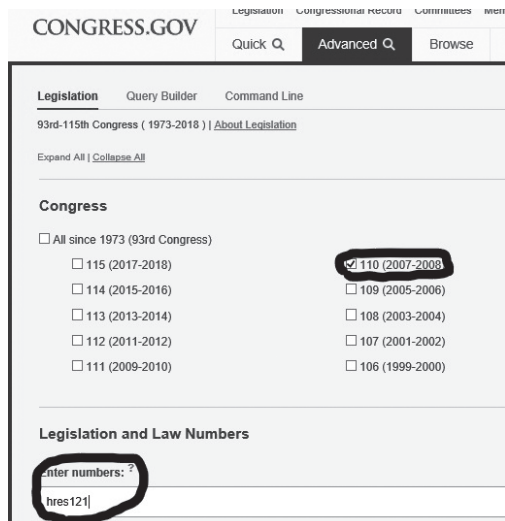
## 下院決議案 H.Res.121 はなぜ通ったか

- ① この URL を入力し、画面上の “Advanced” をクリックする（そうしないと、1973 年から現在までの全ての法案・決議案が検索対象になってしまい、ヒット件数が膨大になる）。

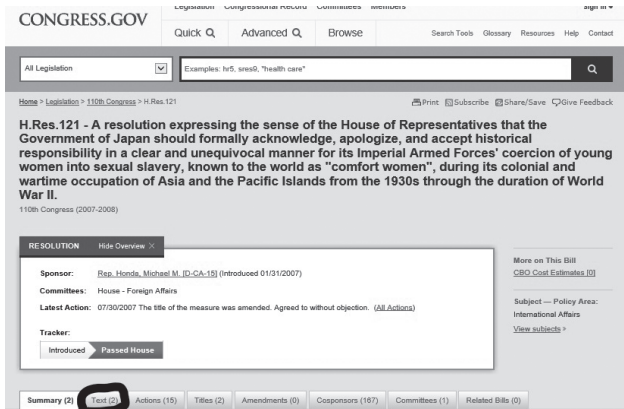


- ② ここでは、決議案 H.Res.121 が 2007 年に提出・追加されたことがわかっているため、“110 (2007-2008)” にチェックを入れる（110 は 110th Congress の略。ちなみに解散のないアメリカ連邦議会は 1st Congress (1789-1791) から 2 年ごとに 1 Congress づつ議会の会期が続いている。但し 1933 年までは 3 月に会期が始まっていた）。

そして、ここでは、決議案番号 H.Res.121 であることがわかっているため、“Enter Numbers?” に hres121 と入れる（ピリオドは入れなくてよい。決議案番号



がわかっていなければ“Words and Phrases”に“comfort women”などのキーワードを入れるが、検索ワードによってはヒット件数が膨大になることがある)。  
 ③ すると、決議案について、Summary, Text, Actions, Titles, Amendments, Cosponsors, Committees, Related Bills といった詳しい情報が出る。このうち、Text をクリックすると、決議案が読める (H.Res.121 の場合は、Text に二つバージョンが出る。この点については、2 章 (4) で検討する)。



## 2. 決議案はなぜ通ったか——立法過程からの試論

### (1) 第 110 議会以前

まず、2007 年の H.Res.121 の通過の前の議会で、「従軍慰安婦」問題についてどのような活動がなされてきたかを確認することが大切である。第 106 議会 (1999–2000) では H. Con. Res. 357, 第 107 議会 (2001–2002) では H.Con. Res.195, 第 108 議会 (2003–2004) では H.Con.Res.226, 第 109 議会では H.Con. Res.68 という決議案をレイン・エヴァンス議員 (Lane Evans, イリノイ州, 民主党) が提出している<sup>10)</sup>。これらの決議案はみな、「日本政府が、アジアの植民地支配期及び第二次世界大戦中に、世界に『従軍慰安婦』として知られるよう

10) H.Res. と H.Con.Res. の違いについては、3 章を参考のこと。

に、若い女性を性的奴隷にしたことに対して、正式に明確かつ疑いの余地のない謝罪を行うべきであるという下院の総意を表明すること、及びその他の目的」と題され、決議文の文面も同じである。そして、いずれの決議案も、何のアクションも取られず、廃案になっている。ホンダ議員はいずれもこれらの決議案の提出時からの共同提案者 (cosponsor) として名を連ねている (連邦議会議員として選出されていなかった第 106 議会を除く)<sup>11)</sup>。

エヴァンス議員は第 109 議会の終了を以て議員を引退するが、同議会に、「従軍慰安婦」関係でもう一つの決議案を出している。それが H.Res.759 である。この決議案は、下院外交委員会に付託され、2006 年 9 月 13 日の外交委員会で、suspension of the rules という手法で本会議に上程されることが承認されるところまで到達している<sup>12)</sup>。ハイド委員長 (Henry Hyde, イリノイ州, 共和党)<sup>13)</sup>によると、同日の委員会の審議の目的は、“a large number of noncontroversial bills” について、一括して (en bloc) 全員一致 (unanimous consent) で本会議に上程することであった。

H.Res.759 もその中の一つの決議案として扱われ、軽微な修正がなされた。例えば、

Resolved, That it is the sense of the House of Representatives that the Government of Japan

(1) Should formerly acknowledge and accept responsibility for its sexual enslavement of young women . . .

は、

(1) Should unambiguously acknowledge and accept historical responsibility for

---

11) 古森は、ホンダ議員が、2007 年と同じ決議案を 2001 年、2003 年、2006 年にも提出していると述べているが、これは二重の意味で正しくない。第一に、ホンダ議員はエヴァンス議員の決議案の共同提案者だったが、「提案者 (sponsor)」ではない。連邦議会において、厳密な意味で sponsor になれるのは一人の議員だけである。第二に、ホンダ議員の H.Res.121 とエヴァンス議員の決議案は、文面にいくつかの違いが見られる。古森、『中・韓「反日ロビー」の実像』、132 頁。

12) suspension of the rules については本章 (5) 節を参照のこと。

13) ハイド議員は 2006 年の下院選挙に立候補せず、翌 2007 年に死去している。

its sexual enslavement . . .

に修正された(下線は引用者による)。

最も大きな修正点は次の3点だろう。

第一に、10個目の Whereas の下に、日本政府による1993年の“sincere apologies and remorse”(河野談話のことを指すと思われる)と、1995年の“atonement”のためのアジア女性基金の設立についての節が付け加えられたこと、

第二に、そのすぐ下に、アジア女性基金からは285人の女性に1300万ドルが日本の首相から韓国・台湾・フィリピン・インドネシア・オランダの旧「慰安婦」に対して支払われたことについての節がつけ加えられたこと、

第三に、Resolved, (4)「(日本政府は)『従軍慰安婦』について国連及びアムネスティー・インターナショナルの勧告に従うこと」を大幅に書き換え、「従軍慰安婦に対してどんな追加的な形の補償(redress)が必要かつ適切かを定めるのにあたり、女性に対する暴力に対する国連特別報告官(Rapporteur)や、アムネスティー・インターナショナルなどの国際人権非政府機関の勧告に従うこと」としたことである。

しかし、H.Res.759は、下院本会議にかけられることなく廃案になった。その理由は推測するしかないが、下院外交委員会が2006年9月13日と、中間選挙直前に行われ、本会議を通すのに十分な時間がなかったことが要因として考えられる。

## (2) 第110議会の動き——小委員会での公聴会

第110議会(2007-2008)の冒頭、2007年1月31日、ホンダ議員は「日本政府が正式に疑いの余地のない形で、アジア及び太平洋の植民地・戦争支配において、日本帝国軍が1930年代から第二次世界大戦中まで、世界に『従軍慰安婦』として知られるように、若い女性を束縛し、性的奴隷にした歴史的責任について公的に認識し、謝罪し、受容すべきであるという下院の総意を表明する決議(A resolution expressing the sense of the House of Representatives that the Government of Japan should formally acknowledge, apologize, and accept his-



torical responsibility in a clear and unequivocal manner for its Imperial Armed Force's coercion of young women into sexual slavery, known to the world as "comfort women", during its colonial and wartime occupation of Asia and the Pacific Islands from the 1930s through the duration of World War II)」と題した決議案 H.Res.121 を下院に提出した。そしてこの提出時には、6人（本会議で投票権のないグアムからのファレオマヴァエガ議員 (Eni Faleomavaega, 民主党)<sup>14)</sup> も含む) の共同提案者が名を連ねていた。

提出時の H.Res.121 の文面は以下の通りである。アメリカ社会で一般に使われる形式に従って、Whereas ～のところで背景説明や注釈をつけながら，Resolved，で決議の要求する内容を述べる形となっている（後の議論で参照しやすいように，Whereas ～の各段落には (a)～(i) の見出しをつけておいた。なお，Resolved の後の (1)～(4) は原文の通りである）。

(a) Whereas the Government of Japan, during its colonial and wartime occupation of Asia and the Pacific Islands from the 1930s through the duration of World War II, officially commissioned the acquisition of young women for the sole purpose of sexual servitude to its Imperial Armed Forces, who became known to the world as ianfu or "comfort women";

(b) Whereas the "comfort women" system of forced military prostitution by the Government of Japan, considered unprecedented in its cruelty and magnitude, included gang rape, forced abortions, humiliation, and sexual violence resulting in mutilation, death, or eventual suicide in one of the largest cases of human trafficking in the 20th century;

(c) Whereas some new textbooks used in Japanese schools seek to downplay the "comfort women" tragedy and other Japanese war crimes during World War II;

(d) Whereas Japanese public and private officials have recently expressed a desire to dilute or rescind the 1993 statement by Chief Cabinet Secretary Yohei

---

14) 後述の公聴会 (hearing, p. 58) で、ファレオマヴァエラ小委員長は、相撲の力士の親戚がいるので日本に行ったことがあり、日本との関係は壊したくないと述べている。

Kono on the “comfort women”, which expressed the Government’s sincere apologies and remorse for their ordeal;

(e) Whereas the Government of Japan did sign the 1921 International Convention for the Suppression of the Traffic in Women and Children and supported the 2000 United Nations Security Council Resolution 1325 on Women, Peace, and Security which recognized the unique impact on women of armed conflict;

(f) Whereas the House of Representatives commends Japan’s efforts to promote human security, human rights, democratic values, and rule of law, as well as for being a supporter of Security Council Resolution 1325;

(g) Whereas the House of Representatives commends those Japanese officials and private citizens whose hard work and compassion resulted in the establishment in 1995 of Japan’s private Asian Women’s Fund;

(h) Whereas the Asian Women’s Fund has raised \$5,700,000 to extend “atonement” from the Japanese people to the comfort women; and

(i) Whereas the mandate of the Asian Women’s Fund, a government-initiated and largely government-funded private foundation whose purpose was the carrying out of programs and projects with the aim of atonement for the maltreatment and suffering of the “comfort women”, came to an end on March 31, 2007, and the Fund has been disbanded as of that date: Now, therefore, be it *Resolved*, That it is the sense of the House of Representatives that the Government of Japan—

(1) should formally acknowledge, apologize, and accept historical responsibility in a clear and unequivocal manner for its Imperial Armed Forces’ coercion of young women into sexual slavery, known to the world as “comfort women”, during its colonial and wartime occupation of Asia and the Pacific Islands from the 1930s through the duration of World War II;

(2) would help to resolve recurring questions about the sincerity and status of prior statements if the Prime Minister of Japan were to make such an apology as

a public statement in his official capacity;

(3) should clearly and publicly refute any claims that the sexual enslavement and trafficking of the “comfort women” for the Japanese Imperial Armed Forces never occurred; and

(4) should educate current and future generations about this horrible crime while following the recommendations of the international community with respect to the “comfort women”.

前節で分析したエヴァンス議員の決議案 H.Res.759 と比較すると、(d) で野談話を軽視する動きが日本において出てきていることに警戒していること、(e), (f) 「で女性・平和・安全保障に関する国連安保理決議第 1325 号」<sup>15)</sup> に言及していること、(h), (j) でアジア女性基金について言及していることなどが異なっている。

H.Res.121 については、決議案提出後すぐ、2月15日に下院外交委員会アジア・太平洋・地球環境小委員会で公聴会が行われた。小委員会のメンバーは、委員長のファレオマヴァエガ議員の他、民主党・共和党6人ずつであったが、当日は、前々日の2月13日に死去したノーウッド(Charles Norwood, ジョージア州, 共和党) 前議員の葬式に多くの共和党議員が参列したため、少数党筆頭委員<sup>16)</sup>の役割はマンズーロ(Donald Manzullo, イリノイ州, 共和党) 委員の代わりにロイス(Edward Royce, カリフォルニア州, 共和党) 委員が務めた<sup>17)</sup>。

---

15) 同決議の和文は国連広報センターのホームページで閲覧できる。<[http://www.unic.or.jp/files/s\\_res\\_1325.pdf](http://www.unic.or.jp/files/s_res_1325.pdf)> (アクセス日 2018 年 6 月 10 日)。同決議には、以下の文言がある。「10. 武力紛争の全ての当事者に対し、ジェンダーに基づく暴力、とりわけレイプおよびその他の形態の性的虐待から、また武力紛争の状況におけるその他のあらゆる形態の暴力から、女性と少女を保護するための特別な措置を講じることを求める」。

16) 本稿では、議員が所属する小委員会・委員会の中で発言・行動した時は「委員」、それ以外の立法行動(決議案提出、本会議での発言など)については「議員」と表現する。

17) Hearing Before the Subcommittee on Asia, the Pacific, and the Global Environment of the Committee on Foreign Affairs, House of Representatives, 100th session, first session. February 15, 2007. Serial No. 110-16 (CIS Number 2007-H381-16). 以下 Hearing と略す。

まずファレオマヴァエガ小委員長が決議案の趣旨説明を行った。「明らかに、日本軍は少なくとも5万から20万<sup>18)</sup>の朝鮮半島、中国、台湾、フィリピン、オランダ、インドネシア出身の女性を第二次世界大戦中、いやそれより前も、日本兵への性的行為に強制させたことは歴史的な事実の出来事 (a matter of historical record) である」<sup>19)</sup>と述べた。続いて、河野談話を紹介した後、2006年に官房副長官だった下村博文氏が河野談話<sup>20)</sup>に疑問を呈したこと<sup>21)</sup>を引用しながら、「日本は歴史を書き換えようとしていると信ずるものがある」と述べ、その証拠として“LDP split over ‘comfort women’”と題する2006年12月24日付の*Daily Yomiuri*の記事<sup>22)</sup>を公聴会記録に挿入すると表明した。その一方で、「この公聴会は日本政府や良き日本の国民に嫌がらせをするものではない。私は日本がアメリカ合衆国の親密な同盟国であることに感謝する……しかし私にとってもっと崇高なものは、従軍慰安婦にさせられた人たちの人権を守る義務である」とつけ加えている。

それに対して、ロイス委員も、決議案の共同提案者 (cosponsor) として、また第109議会で外交委員会を通過したH.Res.759の共同提案者として賛成の意を表した。ロイス委員も、日本の中に過去の過ちや政府の談話を軽視する方向にいく勢力があることに注意を促した<sup>23)</sup>。

18) この20万という数字は、委員会の審議で何人かの委員が使っているが、根拠を示した委員はいない。

19) Hearing, p. 2.

20) ファレオマヴァエガ小委員長は河野談話は1992年と発言しているが、正しくは1993年である。

21) 朝日新聞は2006年10月26日朝刊で次のように報じている。「下村博文官房副長官は25日、都内で講演し、従軍慰安婦問題で軍当局の関与と『強制性』を認めた河野官房長官談話について、個人的見解としたうえで『もう少し事実関係をよく研究し、時間をかけて客観的に科学的な知識をもっと収集して考えるべきではないか』と語り、河野談話の見直しが必要との認識を示した。」

22) 当該記事は、2006年12月24日付の“LDP Split Over ‘Comfort Women’: Lawmakers Plan to Seek Revision of 1993 Statement on Culpability”である。同記事は、中山成彬元文部大臣などが、学校で教える内容を研究し、河野談話を見直す方向であることを伝えている。中山氏は自民党の「日本の前途と歴史教育を考える会」の会長で、「22日に従軍慰安婦問題を検証する小委員会を……立ち上げ……政府に提言する方針を決めた。」朝日新聞、2006年12月23日朝刊。

23) Hearing, p. 5.

ところが、次に発言したローラバッチャー委員 (Dana Rohrabacher, カリフォルニア州、共和党) は、「過去を記憶できない者はそれを繰り返すことに必ず非難される」という哲学者ジョージ・サンタナ (George Santana) の言葉を引用しながらも、「H.Res.121 のような決議案を可決する」ことには「重大な疑問 (grave doubts)」を持っているとした。その理由として、「日本は既に何度も何度も謝っている……日本は実はこの決議案がまさに要求していることをしてきた」、「日本は議院内閣制の国である。日本には首相がいて、その人は国会議員である」<sup>24)</sup>、「日本の教科書は従軍慰安婦を軽視していると H.Res.121 は言うが、日本の高校で使われている 18 の教科書のうち 16 は従軍慰安婦に言及している」<sup>25)</sup>「アメリカ合衆国も、過去の年月のうちに、過ちであるいは意図的に罪を犯してきた」<sup>26)</sup>「アメリカ合衆国及び他の西側諸国と同盟を結んでいる日本は、今日の上品で人間的な基準を満たす主要な力である」というものであった<sup>27)</sup>。

そしてファレオマヴァエ小委員長は、ホンダ議員の証言前に、「この問題は日系アメリカ人が強制収容された時と同じ経験」<sup>28)</sup>であると締めくくった。

---

24) Hearing, p. 6. この発言は、河野談話などは、日系人の強制収容の補償のように、国会を通していないというので公式な謝罪ではないという議論に対し、国会議員たる日本の首相は謝罪を口にしていないので、間接的に国会の意思を示しているという意図だと思われる。なお、ローラバッチャー委員は、「Kaszumi」首相の手紙を公聴会の資料として提出する、と発言しているが、これは小泉首相のことを指していると思われる。

25) Hearing, p. 7. この数の出典は、後述する、加藤駐米大使が事前に公聴会に提出した書類に基づくものと思われる。

26) Ibid. アメリカの議員で、自国の戦争責任について述べる者は珍しい。2年ごとの選挙で常に 60% 程度の支持を得ている「安全選挙区 (safe district)」選出であることが、ローラバッチャー委員に発言の自由を与えていたのかもしれない。

27) Ibid.

28) 日系人の強制収容や、1988年に連邦議会を通過し、レーガン大統領が署名した補償を引き合いに出しながら、ファレオマヴァエ小委員長は、「これらの女性 (「慰安婦」) は金銭的補償をあまり要求しているのではない。」と述べている。Hearing, p. 9. またホンダ議員も、上述の Civil Liberties Act of 1988 に直接言及し、「強制収容所に幼児として入れられた者として」、同法は「公式の、明確な、疑いのない (formal, clear, unequivocal) 謝罪」だとしている。Hearing, p. 11. ホンダ議員は日本では「従軍慰安婦」決議の提唱者として知られているが、日系人の強制収容の補償運動にも関わったことはあまり知られていないようである。

さらにファレオマヴァエ小委員長はホンダ議員の証言後にも、日系アメリカ人

次に、ホンダ議員の証言が始まった<sup>29)</sup>。ホンダ議員は、従軍慰安婦問題に関心を持ったのは、サンノゼで学校の教師をしている時だったと話した<sup>30)</sup>。教師として、「歴史の正確性と和解」に興味を持ち、カリフォルニア州議会議員になってからは、Assembly Joint Resolution 27 (決議案 AJR 27)<sup>31)</sup>を通し、日本政府に南京大虐殺、従軍慰安婦、労働に駆り出された戦争捕虜たちの被害者たちに謝罪することを求めたと表明した。そして H.Res.121 を提出した理由として、「誠実で疑いのない謝罪 (sincere and unequivocal apology)」がないことを挙げ、その証拠に多くの元「慰安婦」たちが首相の謝罪の手紙を送り返していることに言及した。但し、ホンダ議員は「日本との強固な関係を壊すつもりもないし、そうすべきでもない」と但し書きもつけた<sup>32)</sup>。

ホンダ議員の証言を受けて、ファレオマヴァエラ小委員長は、日系アメリカ人の強制収容の補償の文脈で「この国を民主主義国として偉大にしているものは、その過ちを正そうとすることである」と述べた<sup>33)</sup>。

---

に2万ドルの補償金が支払われたのも「お金が問題だったのではない。議会の立法を通して公式な謝罪がなされたという考え全体が重要なのである」と述べている。Hearing, p. 14. 同小委員長は、さらに第442連隊戦闘団と第100歩兵大隊の挙げた勲章の数をもっと多くしてもいいのでは、ということにまで言及し、議論を脱線させるところであった。Hearing, p. 15.

29) Hearing, pp. 9-12.

30) Hearing, p. 10. ホンダ議員は、日本人ジャーナリストとのインタビューで、「もしも私が“政治家”だったら、こんな問題は投げ出していたでしょう。自分が“教師”であると思うからこそ、人々が理解するまでこの問題を提起しなければならないのです」と語っている。徳留絹枝「米下院議員マイケル・ホンダ氏に聞く——『日本の謝罪は正式なものとは言えません』『論座』2007年6月号、76-82頁、引用は82頁。

31) AJR27の成立過程については、大八木、「アジア系アメリカ人の対日戦争謝罪・補償要求運動の形成過程」が詳しい。

32) Hearing, p. 11. ホンダ議員は、「私はいつも、決議案の目的は日本をバッシングすることでも日本を侮辱することでもないと最初に説明しています」と発言している。徳留絹枝「米下院議員マイケル・ホンダ氏に聞く」、80頁。

33) Hearing, p. 14. 日系人の強制収容への補償運動が成功したのは、一民族集団の特殊利益の追及と見られないようにし、保守派も認める憲法上の機会の平等が失われたと争点を組み立てた (framing) ことが大きかったという知見については、Lawrence T. Hatamiya, *Righting a Wrong: Japanese Americans and the Passage of the Civil Liberties Act of 1988* (Stanford, CA: Stanford University Press, 1993), pp. 151-53.

続いて、3人の元「慰安婦」が証言をした。韓国で「慰安婦」となった Yong Soo Lee, オランダ領(現インドネシア)ジャワ島で「慰安婦」となり、現在はオーストラリアに住む Jan Ruff O'herne, 韓国で「慰安婦」となった Koon Ja Kim である。韓国の二人の元「慰安婦」には英語の通訳がついた。

証言は悲惨を極めるものであった。リー氏は、14歳の時、突然日本兵に連れていかれ、殴られ続け、拷問も受けたと証言した。また日本名のトシコという名前を与えられたとも言った<sup>34)</sup>。

オハーネ氏は、19歳の時、ジャワ島が日本軍によって占領され、家族とともに捕虜収容所 (prison camp) に連れていかれたと話し始めた。そして日本軍がどの女性を相手にするか選べるように、10人の若い女性が並べられ、そのうちの一人となり、選ばれた時には日本兵を殴るなどして抵抗したが最後は無駄であったと回顧した。「慰安婦」たちが性病にかかっていないかどうか検査に来る医師までがレイプをし、しかもその検査中、他の日本兵が中の様子を見られるようにドアと窓は開放されており、恐ろしい思いをした。現在は「(カトリック)の信仰から、日本人が私にしたことを許してはいるが、忘れることはできない」(It was my deep faith in God that helped me survive all that the Japanese did to me. I have forgiven the Japanese for what they did to me but I can never forget) と言った。そして韓国の元「慰安婦」が名乗り出た時、ちょうど1992年、ボスニアで組織的なレイプが行われているのを知り、自分も名乗り出ることにしたと証言した<sup>35)</sup>。

キム氏は17歳の時、お使いに外出したところを拘束され「彼(日本軍兵士)が私の服を全て脱がし、ただ掴み、私の上に乗る……(通訳:ここで注を入れてさせて下さい。彼女は“rape”という単語を言うのを拒んでいます)」という話をした。その後日本兵は、自分の服を着直す暇もないほど連続してやってきた。死んだ方が良かったと、ロープを首に巻きつけて自殺しようとしたが失敗した。

---

34) Hearing, pp. 17-19.

35) Hearing, pp. 23-26, 引用は p. 25.

ある日「慰安婦所」のオーナーに、突然帰れと言われたが、所持金もなく、どちらの方角に行ったらいいのかもわからなかったが、とにかく歩き続けるしかなく、後に終戦になったのだとわかったと証言した<sup>36)</sup>。

その後、ファレオマヴァエラ小委員長、ホンダ議員、3人の証人の間で質疑応答が行われた。アジア女性基金について、オヘーネ氏は、「私的な資金であり、私は政府から来たお金しか受け取らない。こんなものを私たちに提供するのはいじめ (insult) にすぎない」とした<sup>37)</sup>。キム氏については、基金からお金を受領したが、お金は積極的な改革のために使ってほしいので、Beautiful Foundation という団体<sup>38)</sup>に全額寄付した、アジア女性基金からのお金は日本政府からのものではなく、どのような意味においても日本政府からの補償とはと考えていないという文書を公聴会の後に提出している<sup>39)</sup>。リー氏は、現在元「慰安婦」の生存者は100人強にすぎないのに、283人が基金から受領したという数字はおかしいと異論を唱えた<sup>40)</sup>。ホンダ氏は、基金の問題を外れて、「なぜ決議案を明確で疑いの余地のなく公式なものと表現したかは、政府の機関である国会が謝罪について行動し、政府が、機関として犠牲者に謝罪し、首相が、それらの行動を受けて、犠牲者たちに謝罪すべきだという意味だ……小泉首相やその他の首相の表現では「私は (my)」と言っている。これは個人的な遺憾の認識であって、私の意見では……政府を代表していない」と述べた<sup>41)</sup>。

36) Hearing, pp. 30–32, 引用は p. 30.

37) Hearing, p. 36.

38) Beautiful Foundation (アルムダウン財団、韓国語で「美しい」を意味する)とは、ソウルに本拠地を置く慈善団体である。<<https://beautifulfund.org/eng/>> (accessed July 16, 2018). 2010年8月4日の聯合ニュース(日本語デジタル版)によれば、キム氏は2000年に同財団に5000万ウォンを寄付している。

39) Hearing, p. 36.

40) Hearing, pp. 36–38, 40.

41) Hearing, p. 39. またホンダ議員は、「米国では、正式な謝罪というのは議会で採択され大統領が署名したものを指します。しかし、これまでの謝罪は、首相個人が述べたものではありませんか」と発言している。徳留絹枝「米下院議員マイケル・ホンダ氏に聞く」, 78頁。



公聴会では、元「慰安婦」以外にも二人の人物が証言をした。一人は Asia Policy Point という団体<sup>42)</sup>の Director, Mindy Kotler 氏である。コトラー氏は、なぜ日本が謝罪をすることが必要かを次のように説明した。まず、(冒頭のローハナッハー委員とは異なり)、日本の代表的な教科書の 2006 年版 6 つに従軍慰安婦の記述がないとした。そして謝罪をしないことは「不穏なホロコーストの否定にも似たもの」だとし、「日本の *New York Times* に相当する *News Daily* は従軍慰安婦の制度が歴史上でち上げられたものであるという社説を 2 回も掲載している」と述べた<sup>43)</sup>。

コトラー氏は次に、日本の首相の「個人的意見」では謝罪足りえないとする。謝罪足りうるには「閣僚の国会での発言」「海外での首脳公式なコミュニケ」「閣議決定された声明」などが必要であるとした。また、歴代の首相が繰り返してきた「謝罪」は「日本政府と協力して (In cooperation with)」で始まっており、「on “behalf of” (代表して)」になっていない、とする<sup>44)</sup>。河野談話<sup>45)</sup>についても、彼は官房長官だったので、アメリカで言えばホワイトハウスの報道官

---

42) 同団体のウェブページによると、この団体はもともと 1991 年に Japan Information Access Project として設立され、2006 年に Asia Policy Point と改名した、アメリカと東アジアの関係を研究する団体である。<<http://newasiapolicypoint.blogspot.com/p/membership.html>> (accessed July 3, 2018)

43) Hearing, p. 41. どの記事のことを指しているのかは明確ではないが、筆者が調べた候補としては、“Editorial: An Honest Review of History,” Aug.15, 2002, “Editorial: Asian Women’s Fund Based on Distortions,” Feb. 6, 2005 などが考えられる。なお、*News Daily* は読売新聞の英字紙であり、「日本の *New York Times*」と呼ぶには方向が逆であろう。

44) 外務省の公式ホームページによれば、小泉首相の旧「慰安婦」への手紙は、“Dear Madam, On the occasion that the Asian Women’s Fund, in cooperation with the Government and the people of Japan, offers atonement from the Japanese people to the former wartime comfort women, I wish to express my feelings as well.” で始まっている(下線部は引用者による)。“Letter from Prime Minister Junichiro Koizumi to the former comfort women” Ministry of Foreign Affairs, The Year of 2001, <<https://www.mofa.go.jp/policy/women/fund/pmletter.html>> (accessed July 3, 2018).

45) コトラー氏は、河野談話が発表された 8 月 4 日は、偶然にも前議会まで「従軍慰安婦」法案を出し続けていたエヴァンス議員の誕生日であり、自分の誕生日であり、またバラック・オバマ氏(当時上院議員)の誕生日だったと付け加えている。Hearing, p. 42.

と同じであり、「重要な政府の謝罪は報道官からは来ない」<sup>46)</sup>。コトラー氏は、割り当てられた15分間を使い切ってもなお話そうとしたため、ファレオマヴァエラ小委員長に早く切り上げるよう促された<sup>47)</sup>。

もう一人証言をしたのは、「従軍慰安婦問題のためのワシントン連合 (Washington Coalition for Comfort Women Issues)」<sup>48)</sup>のOk Cha Soh氏である。彼女は、ファレオマヴァエラ小委員長によって、メリーランド州ランハム (Lanham) にある、Washington Bible College / Capital Bible Seminaryの教授と紹介されている<sup>49)</sup>。ソー氏もまた、日本政府の謝罪が十分でないという厳しい批判をした。ただ興味深いのは、その前に、慰安婦問題が放置されたのはアメリカ側の人種差別にもよると彼女が発言したことである。つまり、「もしこれらの約20万の少女や女性が……主にヨーロッパ人やアメリカ人の妻だったら、なお生存中の従軍慰安婦の問題がこれまでのように無視され続けたことはあったであろうか？」と彼女は問う<sup>50)</sup>。また、「我々の国、アメリカ合衆国は、日本によるこれらの女性や少女に対しての体系的な性的奴隷の犯罪的な本質と実行の時、明確な証拠を持っていたのに、彼女たちを迫害し、殺害したことに対して告発しなかった」ことも問題だという<sup>51)</sup>。

しかしながら、ソー氏も日本政府の謝罪は不十分だとする。その証拠に、これまでの「(謝罪の)言葉には、強姦 (rape)、奴隷 (slavery)、誘拐 (kidnapping)、捕囚 (imprisonment)」といった言葉が入っていなかったからである<sup>52)</sup>。

---

46) Ibid. 日本では、官房長官は、政府の報道官という役割とともに、閣内のまとめ役という、アメリカで言えばホワイトハウスの首席補佐官 (chief of staff) の役割も兼ねているので、官房長官 = 報道官という理解には政治学的には少し無理があるように思われる。

47) Hearing, p. 45.

48) 同団体のウェブページによると、この団体は1992年に設立された。<<https://www.comfort-women.org/wccw-history.html>> (accessed July 3, 2018)

49) Hearing, p. 50.

50) Hearing, p. 51.

51) Ibid.

52) Hearing, p. 52.

公聴会は、最後にファレオマヴァエラ小委員長が証人たち<sup>53)</sup>にいくつかの質問をして終わった。その一つは、アメリカが他の主権国に何かをしることができるのか、という点であった。これに対してソー氏は、この問題は地球規模の不正義 (global injustice) であり、国連でも問題になっている、コトラー氏は、ここで問題になっているのは決議であって、法ではないので、執行 (enforce) することまではできない、ホンダ議員は、カリフォルニア州議会で AJR27 を通した時も同じことを言われたが、発声投票で全会一致で通っている、と答えている<sup>54)</sup>。

### (3) 第 110 議会の動き——小委員会での公聴会に駐米大使が提出した資料

なお、この公聴会に対しては、事前に日本の駐米大使加藤良三氏が 8 つの添付資料を付けた 3 頁の書簡を寄せている<sup>55)</sup>。その書簡で加藤大使は、日本は「開放的かつ透明な (open and transparent)」方法でこの問題に取り組んでおり、日本政府は「多くの機会に最高レベルから公式の謝罪 (official apologies) を行ってきた」と主張している。また、アジア女性基金の説明をし、「基金が多くの該当する人々や政府からその活動について多くの感謝の念を頂いていることに喜んでいる (I am glad to add)」とつけ加えた。

そこでまず資料 1 として日本政府が「戦時従軍慰安婦」に対してどんな政策を近年取っているかについての外務省の英語のウェブページのコピーを載せている。そこではアジア女性基金の活動が主に紹介されている。なお、同ウェブページは、1997 年 8 月に国連人権委員会の「差別防止と少数者の保護に関する

---

53) 同小委員長は、ホンダ議員の証言が終わった後、通常他の議員は証言が終わったら質問を受けないが、善意 (goodwill) の印としてホンダ議員には公聴会の会場に残ってもらいたいと発言し、ホンダ議員もこれを快く受け入れている。Hearing, p. 15.

54) Hearing, pp. 59-60. 但し、大八木は、州下院本会議では、日系アメリカ人ジョージ・ナカノ (George Nakano, 民主党) も含め、4 人の議員が欠席していたことを記している。大八木、「アジア系アメリカ人の対日戦争謝罪・補償要求運動の形成過程」, 115 頁。

55) Hearing, pp. 76-90.

小委員会」(当時の名称、現在は「人権の促進と保護に関する小委員会」)<sup>56)</sup>が、日本政府とアジア女性基金の取り組みを「積極的な取り組み (positive steps)」と評価しているとしている<sup>57)</sup>。

資料 2 は、H.Res.121 に対する反論を提示した文書となっている。その内容は、I. 日本は「公式で、ハイレベルで、公な (official, high-level, and public)」謝罪をしており、1994 年に村山首相が「いわゆる従軍慰安婦問題は、女性の名誉と尊厳を深く傷つけた問題であり、私はこの機会に、改めて、心からの深い反省とお詫びの気持ちを申し上げます (On the issue of wartime “comfort women”, which seriously stained the honor and dignity of many women, I would like to take this opportunity once again to express my profound and sincere remorse and apologies.)」と述べていること<sup>58)</sup>。II. 日本はアジア女性基金を通じて旧「慰安婦」の人たちに補償や医療プロジェクトを施していること、III. 日本の高校の検定済み教科書 18 冊のうち 16 冊には「従軍慰安婦」の記述があること (但し中学の教科書には年齢的に不相応 (not to be age-appropriate) のため載っていない) である<sup>59)</sup>。

資料 3 は、小泉首相が補償を受け取った元慰安婦に出した手紙の文面 (英文)

56) 小委員会名の訳語は国際連合広報センター <[http://www.unic.or.jp/texts\\_audiovisual/libraries/research\\_guide/themes/human\\_rights/](http://www.unic.or.jp/texts_audiovisual/libraries/research_guide/themes/human_rights/)> (accessed July 7, 2018) による。なおこの小委員会は、その直後の 1998 年 6 月 22 日付で、「アジア女性基金は法的な意味での補償ではない」と日本政府に批判的な議論を展開した、マクドューガル報告書の提出先の委員会でもある。マクドューガル報告書は、“Systematic rape, sexual slavery and slavery-like practices during armed conflict” という大きなテーマからなる 61 頁の長大な文書であるが、39 頁から “Appendix: An analysis of the legal liability of the government of Japan for ‘comfort women stations’ established during the second world war” という項目が設けられている。なお資料 1 には、当然のことながら、マクドューガル報告書についての言及はない。

同報告書の原文は、「デジタル記念館 慰安婦問題とアジア女性基金」において、<<http://www.awf.or.jp/pdf/h0056.pdf>>、Appendix 部分の日本語訳は <<http://www.awf.or.jp/pdf/0199.pdf>> で見ることができる (accessed July 7, 2018)。

57) Hearing, pp. 79–82.

58) 和文原文は外務省『「平和友好交流計画」に関する村山内閣総理大臣の談話』1994 年 8 月 31 日 <<https://www.mofa.go.jp/mofaj/area/taisen/murayama.html>> (accessed July 7, 2018) による。

59) Hearing, pp. 83–84.

である(日付は2001年)。そこには、「私は、日本国の内閣総理大臣として改めて、いわゆる従軍慰安婦として数多の苦痛を経験され、心身にわたり癒しがたい傷を負われたすべてのの方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを申し上げます(As Prime Minister of Japan, I thus extend anew my most sincere apologies and remorse to all the women who underwent immeasurable and painful experiences and suffered incurable physical and psychological wounds as comfort women)」という一文がある<sup>60</sup>。「心からおわびと反省(sincere apologies and remorse)」をしていることを主張するための資料と思われる。

資料4は、2005年2月23日の参議院予算委員会での審議で、吉川春子委員(共産党)から、アジア女性基金から補償を受け取った旧「慰安婦」への手紙の中身についての質問に対しての、小泉首相の答弁である。小泉首相は、「まあ全部読むというよりも要約ですが、これは、我が国の元従軍慰安婦の方々への国民的な償いが行われるに際して私の気持ちを表明させていただいたものであります。要は、この従軍慰安婦として多くの苦痛を経験されたと、この心身にわたりいやし難い傷を負われたすべてのの方々に対し、心からおわびと反省の気持ちを申し上げますという手紙であります。今後、いわれなき暴力など、女性の名誉と尊厳にかかわる諸問題にも積極的に取り組んでいかなければならないと考えておりますと、心から皆様方の人生が安らかなものとなりますようお祈り申し上げますと、そういう趣旨でございます」と答弁し、やはりこの資料も首相が国会で「心からお詫びと反省(sincere apologies and remorse)」を述べたことを記している<sup>61</sup>。

---

60) Hearing, p. 85. 和文原文は、「デジタル記念館 慰安婦問題とアジア女性基金」「元慰安婦の方々への内閣総理大臣のおわびの手紙」<<http://www.awf.or.jp/6/statement-12.html>> (accessed July 7, 2018).

61) 公聴会資料は英訳だが、本文では和文原文を記した(以下の国会資料も同じ)。Hearing, p. 86. 原文(和文)は「第百六十二国会参議院予算委員会議録第十五号」<<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/sangiin/162/0014/16203230014015.pdf>>, pp. 30-31 でみられる。なお、このやりとりの後、吉田議員は、「心から政府の謝罪を求め」る旧「慰安婦」の「ために、民主、共産、社民、無所属は戦時性的強制被害者問題に関する法律を提案して」と小泉首相に迫ったが、小泉首相は、請求権についてはサンフランシスコ平和条約の当時国間では法的に解決済みであるという

資料5は、2006年10月3日、衆議院本会議での志位和夫議員（共産党）の質問に対する安倍首相の答弁である<sup>62)</sup>。志位議員は、「首相は、一九九七年の国会質疑で、河野談話の根拠は崩れていると主張し、修正まで要求しています。今でも首相は、河野談話の根拠は崩れているという認識なのでしょうか。はっきりお答え願いたい」<sup>63)</sup>と問うた。それに対して安倍首相は、「戦争観、歴史観と離れ、なお私の靖国神社参拝について申し上げれば、国のために戦ってとうとい命を犠牲にした方々に対して、手を合わせ、ご冥福をお祈りし、尊崇の念を表する気持ちは持ち続けていきたいと思っております（拍手）」<sup>64)</sup>とした上で、「いわゆる従軍慰安婦の問題についてお尋ねがありました。いわゆる従軍慰安婦の問題についての政府の基本的立場は平成五年八月四日の河野官房長官談話を受け継いでおります」（この部分の下線は資料5原文（英文）に引かれている）と答弁した。日本政府が河野談話を継承していると示すことが狙いと思われる。

資料6は1995年6月9日、衆議院が議決した、戦後50周年決議の中に「世界の近代史上における数々の植民地支配や侵略的行為に思いをいたし、我が国が過去に行ったこうした行為や他国民とくにアジアの諸国民に与えた苦痛を認識し、深い反省の念を表明する（express deep remorse）」<sup>65)</sup>とあること、資料7は2005年8月2日、衆議院が議決した戦後60周年決議の中に「われわれは、

---

従来の政府の立場を繰り返し、吉川議員は「私は納得しませんが、終わります」と言って質問を終わった。同上、p. 31.

62) Hearing, p. 57.

63) この志位議員による質問部分は資料5にはなく、衆議院会議録から入手した。以下の安倍首相の答弁の原文（和文）も合わせて出典は、『官報』号外、平成十八年十月三日、第百六十五回国会衆議院会議録第五号 <<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/165/0001/16510030001005.pdf>>（2018年7月7日アクセス）、pp. 8-10.

64) 日本の国会の本会議は委員会のような一問対一答ではなく、質問者が全ての質問を一括して行い、回答者がそれら全てに一括して答える方式なので、志位議員と安倍首相のスピーチは資料5に示されているよりはるかに長い。従って、外務省は、靖国神社への参拝という、日本が不利になりかねない部分を削除してアメリカの小委員会に提出することもできたはずだが、あえてなぜ靖国神社への参拝についての言及を入れたのかは不明である。

65) Hearing, p. 88. 原文（和文）の出典は『官報』号外、平成七年六月九日、第三百十二回国会衆議院会議録第三十五号 <<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/132/001/13206090001035a.html>>（2018年7月7日アクセス）、p. 1を参照した。

ここに十年前の『歴史を教訓に平和への決意を新たにする決議』を想起し、わが国の過去の一時期の行為がアジアをはじめとする他国民に与えた多大な苦難を深く反省し、あらためてすべての犠牲者に追悼の誠を捧げるものである (re-iterate our sincerest sympathy)]<sup>66)</sup> とあることが記載されている。但し、いずれの決議にも従軍慰安婦についての言及はない。資料 8 は、河野談話、アジア平和基金設立にあたっての村山首相の談話など日本政府の立場が英語で見られるウェブサイトの一覧である<sup>67)</sup>。

これらの資料によって、日本政府、特に駐米大使館は、日本が既に謝罪してきていること、戦争責任を負っていることなどを公聴会の前に主張しておきなかったものと思われる。

#### (4) 第 110 議会の動き——外交委員会での審議 (修正会議)

2007 年 6 月 26 日には下院外交委員会全体での mark-up session (修正会議) が行われた。冒頭、ラントス (Tom Lantos) 委員長 (カリフォルニア州、民主党) とロス = レイティネン (Ileana Ros-Lehtinen, フロリダ州、共和党) 少数党筆頭委員の共同提案による「全文入れ替え修正案 (Amendment in the Nature of a Substitute to H.Res. 121)」が提出された。「全文入れ替え」と言っても、変わったのは、ホンダ議員の下院提出時の (f) と (g) のパラグラフの間に、以下の 2 段落が挿入されただけである。

Whereas the United States-Japan alliance is the cornerstone of United States security interests in Asia and the Pacific and is fundamental to regional stability and prosperity;

Whereas, despite the changes in the post-cold war strategic landscape, the Unit-

---

66) Hearing, p. 89. 原文 (和文) の出典は、『官報』号外、平成十七年八月二日、第六十二国会衆議院会議録第三十八号 <<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugiin/162/0001/16208020001038.pdf>>, pp. 1-2 を参照した。なお、加藤大使が提出した資料 7 には 8 月 4 日と記されているが、国会議事録を参照すると正しくは 8 月 2 日である。

67) Hearing, p. 90.

ed States-Japan alliance continues to be based on shared vital interests and values in the Asia-Pacific region, including the preservation and promotion of political and economic freedoms, support for human rights and democratic institutions, and the securing of prosperity for the people of both countries and the international community;

だが、これらの2段落がH.Res.121の委員会承認と下院本会議通過によって決定的な意味を持っていたというのが筆者の分析である<sup>68)</sup>。修正会議では、多くの委員が、日本の戦時中の行為を非難するとともに、決議案の目的は現在の日本との友好関係を壊すものではないという趣旨の発言をしている。まず、修正案を出したラントス委員長は、会議冒頭の発言で、「日本が、いわゆる『従軍慰安婦』として苦しんだ女性たちに公式な政府による謝罪をしないのは心地悪い (disturbing)」であると述べる一方、「日本は誇り高き世界のリーダーであり、アメリカ合衆国の価値ある同盟国である」と述べている<sup>69)</sup>。また、修正案を出したもう一人のロス・レイティネン少数党筆頭委員は、「委員長、私たちの前にあるテキストは、歴史のあるがままの姿 (integrity) を守ることと、今日の現実の間の重要なバランスを取る (strike an important balance) よう努力するものです」と発言している<sup>70)</sup>。この「バランスを取る」という表現は、小委員会の公聴会で、日本は既に謝り続けていると主張したローハラッハー委員の発言にもみられる。すなわち、同委員によれば、「私たちは、現在の日本の世代が、これらの罪や原罪を犯したと言っているのではないのです。だから、私たちが、特に今はこの地球上にいない人たちの行為について日本を非難する時は、現在の世代の日本人が行っている非常に積極的な役割を認めることによってバランスを取る (balance it off) べきなのです」ということなのである<sup>71)</sup>。

---

68) 読売新聞「米外交委、慰安婦決議を39対2で採択 本会議でも採択確実に」2007年6月27日夕刊には、「決議案の修正案 [に] は……日米同盟の重要性を指摘する文書も新たに追加した」という一節がある。

69) Committee on Foreign Affairs Serial No. 110-91 (CIS Number 2007-H381-90), p. 165.

70) 同上, p. 179.

71) 同上, pp. 185-86.



他の委員も、日本の戦時中の行為を非難する者が多かったが<sup>72)</sup>、日本との現在の友好関係を維持すべきだという意見も複数の委員から出された。例えばバートン委員 (Danny Burton, インディアナ州, 共和党) も、「日本は私たちの重要な同盟国の一つである。彼らは世界のその地域において非常に安定した力であり、私たちは、そのことに本当に感謝する、しかし私は、他の同僚たちがしたように、この世界で過去に起きたことでまだ十分注意が払われていないこと (things . . . that have been owned up to) に注意を向けたい」と発言している<sup>73)</sup>。また、ワトソン委員 (Diane Watson, カリフォルニア州, 民主党) は、「日本はアメリカ合衆国の重要な同盟国であり、私たちはそのことに感謝している。それは将来も変わらないだろうし、私たちの同盟も変わらないだろう。そして、日本の二国間及び多国間関係は……特にアジアの大陸において強化されるべきである」と述べている<sup>74)</sup>。また、さらに、前述のラントス委員長も、冒頭の発言を「最後に、連邦議会の意図を明らかにしておきたい。私たちは、よき友人であり同盟国である日本に、従軍慰安婦のエピソードを認めないからといって、私たちが永遠の処罰を与えているかのように日本に信じてほしくないのです。私たちは、全ての人が癒されるのを助け、次に進める (move on) ように、完全に歴史を振り返って (reckoning) ほしいのです」と締めくくっている<sup>75)</sup>。

これらを総合的に勘案すると、ラントス委員長やロス = レイティネン筆頭幹

---

72) その中には、戦後ドイツは正しい歴史的処理を行ったが、日本はしていない、という聞き慣れた発言も多かった。ラントス委員長、同上、p. 165。スミス委員 (Chris Smith, ニュージャージー州, 共和党)、p. 169。アッカーマン委員 (Gary Ackerman, ニューヨーク州, 民主党)、同上、p. 170。また、前節で検討した公聴会でのカトラー氏も、アジア女性基金が10年で失効することを、ドイツの「記憶・責任・未来」基金 (German Future Fund) と比較している。Hearing, p. 44。ラントス議員は、下院本会議でも、ドイツとの対比をしている。本章第(5)節参照。

なお、日本では「従軍慰安婦」問題は、「歴史認識」の問題として議論されることが多いが、アメリカでは人身売買 (human trafficking) の観点から「従軍慰安婦」が問題になっており、その趣旨で決議案に賛成の意を表している者もいる。スミス委員、Committee on Foreign Affairs Serial No. 110-91, p. 169。ウールセー委員 (Lynn Woolsey, カリフォルニア州, 民主党)、p. 176。

73) 同上、p. 170。

74) 同上、p. 171。

75) 同上、pp. 165-66。

事は、決議案の中に「日米同盟の重要性」という要素を入れることにより、決議案に消極的な委員も安心して賛成票を投じることができるようにしたことが考えられる。

なお、修正会議中、反対または留保の意見を表明したのは以下の委員である。まず、タンクレド委員 (Thomas Tancredo, コロラド州, 共和党) が、「この決議案についてのディベートを聴いていると、何回も聴いた、似た性格の決議、すなわちトルコ人・アルメニア人論争<sup>76)</sup>を思い出す」とし、「私は被害者には同情するが、……日本政府に帝国時代の政府が行った虐殺について歴史的な責任を負わせるのは、やや非生産的 (counterproductive) であり、日本の人々に不公平 (unfair) である」という立場を表明した<sup>77)</sup>。

続いて、リバタリアンとして知られるポール委員 (Ron Paul, テキサス州, 共和党) は、「正直に言って、永遠に謝罪させる必要というこの問題に、私は当惑を感じている (confused)」、 「もう一つ私をいらいらさせるものは管轄権 (jurisdiction) のことである。連邦議会として、私たちは、どこに他国に指示を出す管轄権があるのか?」と、リバタリアンらしい立場からの反対を表明している<sup>78)</sup>。

同様に、マンズーロ委員も、「まず初めに、私は従軍慰安婦に対して実際に虐殺があったと確信している……しかし、下院が(アメリカの)二つの偉大な同盟国の間の紛争のためのフォーラムとして機能することの目的は何かということへの根本的な問題がある……なぜ下院議員たちが、日本が出した表向きの (ostensible) 謝罪が、実際韓国人にとって受け入れ可能なかどうかを決める審判団 (juries) になるのか? ……ここは国連ではない。ここは裁判所ではない。……

---

76) 第一次世界大戦中にオスマン帝国(後のトルコ)がアルメニア人を大量虐殺したかどうかの論争。トルコ政府は虐殺を否定しているが、アメリカ連邦議会にはトルコ政府に対する謝罪要求決議が繰り返し出され、またアルメニア系アメリカ人が全米各所に虐殺「記念碑」を設置し、「従軍慰安婦」問題とパラレルに考えるのに興味深いケースとなっている。

77) 同上, p. 174.

78) 同上, pp. 175-76. リバタリアンは、通常のアメリカ連邦議会の保守派と同義ではなく、内政・外交あらゆる側面での政府の干渉を嫌うため、外交・軍事問題についてはアメリカは世界から手を引くべきだと主張することが多い。なお、ロン・ポール議員は2008年、2012年の大統領選挙に共和党から立候補している。

私は、最初に言ったように、これらのひどいことが起こったことを認めた上で、出席 (present) に票を投じるかもしれない」と述べている<sup>79)</sup>。

最後に、ローハラッハー委員は、「日本とアメリカ合衆国間の安全保障同盟を認識し、日本の、アジア太平洋地域の安定の増大における役割と、テロリズムとの世界的な戦いにおける努力に感謝する」という、「従軍慰安婦」に全く触れていない修正案を会議終盤になって提出している。しかしこの修正案は撤回された<sup>80)</sup>。

全ての発言者の発言が終わり、点呼投票 (roll call vote)<sup>81)</sup> が取られた。『出席』票を投じるかもしれない」と発言したマンズーロ委員は結局賛成票を投じ、反対票を投じたのはタンクレド委員とポール委員だけであった。その結果、委員会の表決は 39 対 2 で賛成多数となり、承認された<sup>82)</sup>。

#### (5) 第 110 議会の動き——下院本会議での審議

H.Res.121 は、2007 年 7 月 30 日に、下院本会議で審議された。委員会で作成された法案を本会議に上程するにはいろいろな方法があるが、同決議案には、suspension of the rules という手法が取られた。これは、比較的反対が少ない法案・決議案に対し、本会議で修正案をつけることを認めない代わりに、3 分の 2 以上の多数の賛成が得られれば本会議を通過したものとみなすものである。そして suspension of the rules の場合、本会議の討議時間は短いもの (しばしば民主党・共和党 20 分ずつ) に限定される<sup>83)</sup>。

79) 同上, p. 172. present とは、賛否を明らかにせず、議場にいたということを示す投票行動である。

80) 同上, pp. 181-84.

81) 点呼投票は、下院本会議では人数が多いため、各議員がカード大の読み取り機を機械に通して投票したい方にボタンを押して計算するが、外交委員会では人数が少ないため、事務局員が一人一人の委員の名前を読み上げ、各委員は「賛成 (Aye)」、「反対 (Nay)」などを表明する。

82) 同上, pp. 186-89.

83) Wikipedia 日本語版「アメリカ合衆国下院 121 号決議」には、2018 年 7 月 16 日閲覧時では「この記事は検証可能な参考文献や出典が全く示されていないか、不十分です。出典を追加して記事の信頼性向上にご協力ください。」との但し書きがあるが、suspension of the rules が取られたことが記されている。

本会議での発言は、6月26日の委員会修正審議とほぼ同じ内容になった。まづラントス議員は、日本の今日の世界における積極的な役割を称える一方、日本政府が公式な謝罪をしないことは心地悪い (disturbing) ものであり、戦後ドイツの果たした行いに比べると、日本は歴史を忘却していると発言した<sup>84)</sup>。ロス＝レイティネン議員は、「この決議案は、歴史のあるがままの姿を守ることと、今日の現実の間の重要なバランスを取るよう努力するものである」という、委員会修正審議と全く同じ表現で決議案に賛成の意を表した<sup>85)</sup>。ファレオマヴァエガ議員は、「日本帝国陸軍によって組織され、管理され、運営された従軍慰安婦の制度は、20世紀の最も大規模な人身売買 (human trafficking) のケースである」と主張した<sup>86)</sup>。また同議員は、河野談話について、「しばしば日本の公式な謝罪として引用されるが、それは公式にどの首相や閣議のメンバーによって支持されたこともない……閣議の承認なくして、どんな宣言や償いも個人的見解にすぎない」と述べた<sup>87)</sup>。ジャクソン＝リー議員 (Sheila Jackson-Lee, 民主党、テキサス州) は、最近の日本の教科書が、日本が従軍慰安婦に対して行ったことに関する記述を減少させていることに警鐘を鳴らした<sup>88)</sup>。

以上の議員は外交委員会に所属する委員であり、発言内容も委員会の時と大

---

84) *Congressional Record*, House, July 30, 2007, p. H8871. ラントス議員は、日本の保守派が6月14日にワシントンポスト紙に出した全面広告にも言及している。従ってその広告が逆効果だったという、よく言われる指摘はある程度あっているであろう。そのような指摘として、例えば、Calder, *Washington in Asia*, p. 198 (カルダー、『ワシントンの中のアジア』204頁)。

85) *Congressional Record*, House, July 30, 2007, p. H8871.

86) *Congressional Record*, House, July 30, 2007, p. H8873.

87) *Ibid.* 河野洋平は「河野談話」を出した1993年には官房長官だったので、その意味では閣僚だったわけであるが、閣議決定されていない点を問題にしたものと思われる。なお、「河野談話は閣議決定されていない」という言説は、旧日本軍の責任を否定しようとする日本の右派からもしばしば出される論法であることに注意を要する。日本政府の公式な立場は、「官房長官談話は、閣議決定はされていないが、歴代の内閣が継承しているものである」というものである。外務省ホームページ「衆議院議員辻元清美君提出安倍首相の『慰安婦』問題への認識に関する質問に対する答弁書 (平成19年3月16日閣議決定) (抜粋)」 <[https://www.mofa.go.jp/mofaj/a\\_o/rp/page24\\_000308.html](https://www.mofa.go.jp/mofaj/a_o/rp/page24_000308.html)> (2018年6月17日アクセス)。

88) *Congressional Record*, House, July 30, 2007, p. H8875.

大きく変わっていない。本会議の審議で一つ変わった点は、外交委員会の委員でないホンダ議員が、証言者としてではなく、議員として発言したことである。彼はまず、「世界には比喩的に『従軍慰安婦』として知られる人たちに対して無条件かつ心からの支持を表明するために演説する」という言葉で演説を始めた。そして、「あまりにも多くの時に、私たちは女性が戦争や紛争の犠牲になるのを見てきた。これらの女性の経験は、世界中の女性の人権が決して十分に確保されているわけではないことを鮮烈に思い出させてくれる。私たちは、女性や少女のレイプ、性的な暴行、そして時には殺人がいろんな国の軍によって今も行われていることを知っている。人は、ダルフル、ボスニア、東チモールのことを考える」と、一般的なタームで戦時下の女性の人権を守ることを訴えた<sup>89)</sup>。

約 30 分の討論が終わると、H.Res.121 に対する表決が取られた。表決は点呼投票の形でなく、発声投票 (voice vote) の形で取られ、3 分の 2 以上の賛成があったものとみなされ、同決議案は可決された。発声投票は、文字通り声の大きい方の立場を多数とする表決の方法で、票が僅差になったり、各議員の投票行動を点呼投票として残しておかなければならない法案・決議案には使われない<sup>90)</sup>。日本では大きく報道されたこの決議案は、suspension of the rules が取られたことと合わせて、下院全体から見たら、重要度が対して大きいものではなかったことは認識しておかなければならない<sup>91)</sup>。その証拠に、あるワシントン

---

89) *Congressional Record*, House, July 30, 2007, p. H8872. このことは、ホンダ議員が単にこの決議案で日本を対象としたのみならず、世界中の女性の人権に関心を持っていたと解釈できる余地を残す。他方、ホンダ議員はアメリカ軍の戦闘による他国での被害者に言及しておらず、選出され続けられなければならない政治家としての限界があるという指摘もある。中村、『アジア系アメリカと戦争記憶』、特に「第 2 章 二つのリドレス——マイク・ホンダとアメリカの正義の限界」。

90) 決議案を中国ロビーの成果だとする古森も、決議案可決時に本会議場には 8 人の議員しかいなかったことを認めている。古森『中・韓「反日ロビー」の実像』95-96 頁。

91) カルダーは H.Res.121 が発声投票で通ったことに目を配っている。Calder, *Washington in Asia*, p. 182. (カルダー、『ワシントンの中のアジア』222 頁)。なお、2007 年単独でも、点呼投票は 1186 回取られており、H.Res 121 はそれらの中にも入らなかったということになる。“U.S. House of Representatives Roll Call Votes, 110th Congress - 1st Session (2007)” <<http://clerk.house.gov/evs/2007/index.asp>> (accessed July 3, 2018).

DCのシンクタンク関係者によれば、H.Res.121の成立以前には、「議会内ですら、決議案の内容はアジアの外交関係者以外にはほとんど知られていない……それに議会決議というのは個々の議員の選挙区向けアピールの道具として乱発されるもので、法的拘束力もなく、一つひとつの決議にそれほどの意味はない。ある下院関係者によれば、『従軍慰安婦』決議案以外にも、大量の決議案が滞留しており、そればかりに時間をかけている暇はないという」という状況だったという<sup>92)</sup>。

### 3. 「決議」の性格

ここで、下院を通過したH.Res.121の法的性格について確認しておきたい。まず、公聴会でカトラー氏が指摘したように、これは「決議」なので法的拘束力はない。つまり、大統領や国務省に何らかの行動を取らせるという力はない。タイトルも、A resolution expressing the sense of the House of Representatives that the Government of Japan should formally acknowledge, apologize, and accept...となっており(下線は筆者による)、「下院の総意を表明」する以上のものではない。

次に、下院に出せる法的拘束力のない決議案は、H.Res. (House Resolution) と H.Con.Res. (House Concurrent Resolution) がある<sup>93)</sup>。前者は、下院本会議を通過した時点で決議となるのに対し、後者は、同一の文面が上下両院を通過しなければならない。

それでは、なぜホンダ議員はH.Res.を選択したのだろうか。それは、上院では、ダニエル・イノウエ上院議員(ハワイ州、民主党)が決議案に反対し、同様の決議案が提出されないかどうか見張っていたからである。イノウエ議員は、ア

---

92) 渡部恒雄「米国のサインを読み違えるな——『大人』の外交への試金石」『論座』2007年6月号、83-88頁、引用は88頁。

93) なお、法的拘束力を持たせることのできる決議案としてH.J.Res. (House Joint Resolution) というものがある。これは上下両院が同一文面を可決し、大統領が署名したら法律となる。その点では、通常の法案H. (House bill) と変わらない。但し憲法修正案はH.J.Res. (上院ならS.J.Res.) で出さなければならないというルールがある。

アメリカ合衆国は、他国の外交に口をはさむべきではないという立場であった<sup>94)</sup>。

従って、日本では大きく話題になったこの決議案も、法的拘束力のない、単院決議だったことは理解しておかねばならない<sup>95)</sup>。

#### 4. 結論

本稿は、「従軍慰安婦」問題について、一旦日本政府の責任や「慰安婦」たちの実態については置いておき、ホンダ議員が提出した H.Res.121 がなぜ下院を通過したかを政治学、特に立法過程の観点から考察した。本稿では、2006 年の外交委員会記録、そして 2007 年の下院小委員会公聴会・委員会修正審議・本会議議事録、及び日本政府が小委員会公聴会に提出した資料を詳細に読み、そこから得られた情報を読者に提供した。「従軍慰安婦」についてこれまで既に意見を持っている人でも、決議案の立法過程を初めから終わりまで通して見たことがある人は少ないのではないだろうか。

本稿の作業で、次のようなことがわかってきた。

第一に、ホンダ議員が「従軍慰安婦」決議案を初めて出したのは 2007 年のことであり、それ以前に同決議案を出していたのはエヴァンス議員だった。もちろん、ホンダ議員も提案時からの共同提案者という意味では「提案者」かもしれない。しかし、連邦議会規則上、「提案者」になれるのは一人であり、その意味では「従軍慰安婦」決議案は初めからホンダ議員のものであったとは厳密には言えない。連邦議会の資料からは、第 109 議会 (2005–2006) まで「慰安婦」

---

94) 筆者は決議案の下院通過直後の 2007 年 8 月にホノルルで行われた在米日系人リーダー招へいプログラム (Japanese American Leadership Delegation program) 同窓会で、イノウエ議員本人から、この理由を直接聞く機会があった。

95) 確かに、同決議案には 7 月 25 日までに共同提案者 (cosponsors) が 167 人付いており、これが本会議上程を許された (本会議を通ることが確実に見込まれた) 要因の一つと見ることもできるかもしれない。しかし、共同提案者になることは、議員にとって極めてコストの低い行為であり、どの法案・決議案に共同提案者として名前を連ねるかはおそらく議員本人でなく、議員の立法専門スタッフ (Legislative Aides, LAs) が決めているものと思われる。ホンダ議員自身、第 110 議会 (2007–2008) に 835 の法案・決議案に共同提案者となっており、自らそれらを選んだものとは考えにくい。

決議を出し続けたエヴァンス議員への称賛の声が数多く垣間見える。

第二に、ホンダ議員は、外交委員会の委員、特にアジア・太平洋・地球環境問題小委員長のアレオマヴァエラ小委員長など、決議案に賛成の多くの議員に助けられた。小委員会の公聴会記録を読むと、アレオマヴァエラ小委員長がいかにホンダ議員と親しくしているかが伝わってくる。アメリカ連邦議会では、80パーセントの法案が、委員会ですべて審議を受けず廃案になる<sup>96)</sup>。アレオマヴァエラ小委員長という本会議で議決権を持たないものの、「従軍慰安婦」問題に理解のある議員が、たまたま決議案の管轄権を持つ小委員会の委員長だったことは、決議案を前進させる上で不可欠だった。

第三に、外交委員会で、日米同盟の重要性に言及した二つの段落が決議案の本文に修正案として入れられたことは、委員会全体の賛成を取り付ける上で重要だったであろう。委員の中には、「慰安婦」決議には賛成していても、現在の日米関係を壊したくないと考えている者も少なからずいた。そこで、挿入された日米同盟の重要性についてのテキストが、ローラバッハー議員のような、「慰安婦」問題を迫及することに懐疑的な議員を最終的に賛成に回らせることができた。そしてその修正案は、「日本との強固な関係を壊すつもりもないし、そうすべきでもない」と発言した<sup>97)</sup>ホンダ議員にとっても、少なくとも決議案を通すためには受け入れ可能なものだった<sup>98)</sup>というのが筆者の考えである。

---

96) Okiyoshi Takeda, "Bill Passage in the U.S. House of Representatives." Ph.D. dissertation, Princeton University, 2000.

97) Hearing, p. 11.

98) 第110議会では、H.Res.121とは別にサクストン下院議員 (Jim Saxton, ニュージャージー州、共和党) がH.Res.508「日本とアメリカ合衆国政府間の強固な防衛同盟を評価し、日本のアジア太平洋地域で安定性を増加させている役割と、テロリズムとの世界的戦争における努力に謝意を表す (Recognizing the strong security alliance between the Government of Japan and the United States and expressing appreciation to Japan for its role in enhancing stability in the Asia-Pacific and its role in the global war against terrorism)」という決議を提出している。同決議案は2007年7月31日に外交委員会を通過し、同9月5日に suspension of the rules によって下院本会議で成立した。但しこの時は発声投票でなく点呼投票が取られた。表決は405対0で、注目すべきなのはこの決議案にもホンダ議員が賛成票を投じていることである。なお、棄権者は27人いたが、その中にはH.Res.121に対して外交委員会で反対票を投



第四に、それと関連して、委員・議員たちの発言は「反日一色」というものではなかった。まず、下院委員会修正審議でみたように、現在の日本との関係を壊したくないと発言した委員は多かった。そして、日本政府の謝罪を要求する場合でも、日本国内や、日韓の間では、「慰安婦問題」は、歴史認識の問題として捉えられがちだが、H.Res.121 について発言した議員の発言内容は、本会議でのものに見られるように、単に過去の暴力への謝罪にとどまらず、人身売買からの視点からのものであったり（ファレオマヴァエラ議員）、今日もなお戦時下におかれている世界中の女性の人権を尊重したりするという観点のもの（ホンダ議員）も含まれていた。現在、全米各地で「慰安婦」像が立てられつつあるが、その動きに賛成する者も反対する者も、アメリカでは日本と違うロジックで物事が動いていることを知らないと対応を誤ることになりかねない<sup>99)</sup>。

以上はあくまで試論であり、「従軍慰安婦」決議通過の決定的証拠を示すものとは確かに言えないであろう。しかし、H.Res.121 に関して公聴会資料・委員会資料などが公開されているのに、立法過程からの分析がほとんどなされてこなかったことに筆者は違和感を覚える。H.Res.121 のような、日本で大きな論争を呼び起こした決議案であればこそ、なおいっそうのこと、なぜそれが下院委員会・本会議を通過したのかを冷静に分析することの重要性は決して小さくないのではないだろうか。

---

じたタンクレド議員、ポール議員が含まれている。以上は第1章で述べた <beta.congress.gov> で入手した情報である。

99) 例えば、大阪市が姉妹都市提携を解消して話題になったサンフランシスコ市で、「慰安婦」像を作るとした同市議会の決議は“as a sacred place for remembrance, reflection, remorsefulness, and atonement for generations to come”という言葉で結ばれており、像のコンペの文章の終わりには“Examples of Memorials from around the World ~ a theme of Peace and Justice”として載せられている過去の模範例の中に、長崎の原爆資料記念館の近くにある「核兵器をなくし 永遠に平和を誓う 広島、長崎の火」という像が載せられている。“Comfort Women” San Francisco Memorial: Call for Artists <<https://sfgov.org/arts/sites/default/files/Comfort%20Women%20Memorial%20Project%20Synopsis%207.11.16.pdf>> July 2016 (2018年7月7日アクセス)。